

第2次岩手県動物愛護管理推進計画(素案)

～人と動物が共生する社会づくりに向けて～

平成26年3月

岩 手 県

目 次

第1 計画の改定の趣旨等

1	<u>改定の趣旨</u> -----	1
2	<u>計画の性格</u> -----	1
3	<u>計画の期間及び対象区域</u> -----	1
4	<u>改定の手続</u> -----	2

第2 目標

1	<u>計画の目標</u> -----	3
2	<u>施策の体系</u> -----	4

第3 施策別の取組み

【視点1】	<u>県民全体の動物愛護思想の高揚</u> -----	5
	<u>施策1：動物の愛護に関する普及啓発</u> -----	5
【視点2】	<u>動物の所有者等による適正飼養の推進</u> -----	7
	<u>施策2：犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進</u> -----	7
	<u>施策3：動物による危害や迷惑問題の防止</u> -----	10
	<u>施策4：実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進</u> -----	15
	<u>施策5：終生飼養の推進</u> -----	17
【視点3】	<u>動物の生存の機会の拡大</u> -----	20
	<u>施策6：動物の返還・譲渡の推進</u> -----	19
	<u>施策7：災害時の動物救護対策の充実</u> -----	24
【視点4】	<u>動物取扱業の適正化の推進</u> -----	28
	<u>施策8：動物取扱業に対する指導の徹底</u> -----	23
【視点5】	<u>動物愛護管理行政の推進体制</u> -----	30
	<u>施策9：人材の育成</u> -----	30
	<u>施策10：動物愛護管理業務を推進する組織体制の充実</u> -----	33

第4 計画の推進目標-----36

第5 計画の推進-----38

1	<u>計画の周知</u> -----	38
2	<u>計画の推進</u> -----	38
3	<u>計画の点検及び見直し</u> -----	38

【参考】岩手県における東日本大震災津波発生時の対応-----39

第1 計画の改定の趣旨等

1 改定の趣旨

平成 17 年 6 月に、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号、以下「動物愛護法」という。）が改正され、都道府県は、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、都道府県の区域における動物愛護管理推進計画を策定することが義務付けられました。

このため、県では、動物の愛護及び管理に関し基本的な方向性や中長期的な目標を明確にし、本県の動物愛護管理施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 20 年 3 月に「岩手県動物愛護管理推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、人と動物の共生する社会づくりに向けて、動物愛護管理施策を推進してきました。

今般、平成 25 年 8 月に基本指針が改正されたことから、動物愛護管理を取り巻く状況及びこれまでの施策の取組状況を踏まえ、基本指針に即して、計画の改定を行いました。

本計画は、人と動物の共生する社会の実現のために、今後 10 年間の動物愛護管理のあり方を示すものです。

2 計画の性格

本計画は、動物愛護法第 6 条に基づく計画であるとともに、動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動物愛護条例」という。）第 3 条の規定により県が策定することとされている「動物の愛護及び管理に関する総合的な施策」としても位置づけられるものです。

また、『いわて県民計画』（平成 21 年度－平成 30 年度）の長期ビジョンにおける「安全・安心 ～「安心して、心豊かに暮らせるいわて」の実現～」に向けて、動物愛護管理施策を推進するための具体的な取組みの方向性を示すものになります。

3 計画の期間及び対象区域

計画の期間は、2014 年度（平成 26 年度）を初年度とし、2023 年度（平成 35 年度）を目標年次とする 10 年間です。

対象区域は、盛岡市を含む岩手県全域とします。なお、中核市である盛岡市は、法令に基づき動物愛護管理業務の一部を実施しますが、県は盛岡市と連携して計画の目標達成に向けて施策を推進します。

4 改定の手続

本計画の改定に当たっては、動物の愛護及び管理に関する県民の関心や理解度、要望等を把握するため、県政モニターを対象とした県民意識調査（アンケート調査）を実施しました。また、多様な意見、情報及び専門的知識を把握し、それらを必要に応じて計画に反映させるため、動物の愛護に関する団体、学識経験者、行政機関及び地域の代表からなる岩手県動物愛護推進協議会から意見を聴取するとともに、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容について合意形成等を図るため、パブリックコメントを実施しました。また、平成 25 年 9 月に県が開催した「動物の愛護及び管理を考えるシンポジウム」における参加者アンケート結果についても計画の参考としています。

県民意識調査（アンケート調査）の概要

○調査内容

- ・ペットの飼育状況について
- ・ペット飼育に関する意識について
- ・ペット飼育の是非について
- ・動物取扱業者について
- ・動物愛護管理政策の推進について

○調査時期 平成 24 年 8 月

○調査方法 調査紙郵送及びインターネット

○調査対象 県政モニター（299 名）

○回答者 270 名（回答率 90%）

※ なお、前回の県民意識調査は、平成 19 年度に実施しています。

第2 計画の目標と施策の体系

1 計画の目標

● 人と動物が共生する社会の実現

動物の飼い主も飼い主でない人も、命あるものである動物に対して優しいまなざしを向けるような態度をもって、お互いの立場や気持ちを理解し合うよう努めることは、人にも動物にも優しい、平和な社会の基盤となります。

一方、そのように動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮したうえで、動物の飼養・保管が行われる必要があります。

すなわち、動物の愛護思想と適正な管理の推進は、生命を尊重し、友愛や平和の気風に満ち溢れた「人と動物が共生する社会」の両輪であり、この社会の実現に向け、私達は動物愛護管理施策を推進していきます。

人と動物が共生する社会とは、

- ① 飼い主が命ある動物を適正に飼養し、
- ② 動物の存在が地域の人々により受け入れられ、
- ③ 地域の人々の間に生命尊重や友愛の気風がいきわたっている社会

2 施策の体系

「人と動物が共生する社会」の実現に向けて、県では動物の愛護と管理の考え方を共に推進するため、5つの視点から10の施策に取り組みます。

【視点1】県民全体の動物愛護思想の高揚

施策1：動物の愛護に関する普及啓発

【視点2】動物の所有者等による適正飼養

施策2：犬の登録・注射及び動物の所有者明示措置の推進

施策3：動物による危害や迷惑問題の防止

施策4：実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

施策5：終生飼養の推進

【視点3】動物の生存の機会の拡大

施策6：動物の返還・譲渡の推進

施策7：災害時の動物救護対策の推進

【視点4】動物取扱業の適正化

施策8：動物取扱業に対する指導の徹底

【視点5】動物愛護管理行政の推進体制の整備

施策9：人材の育成

施策10：動物愛護管理業務を推進する組織体制の充実

第3 施策別の取組み

【視点1】県民全体の動物愛護思想の高揚

施策1 動物の愛護に関する普及啓発

目指す姿

誰もが動物に対して優しいまなざしを向け、動物の飼い主も飼い主でない人も、動物の気持ちを思いやるように相手の立場や気持ちを思いやるよう努めています。

現状

- 広く県民に動物の愛護と適正飼養に関する関心と理解を深めるため、毎年9月20日～26日の動物愛護週間中に県内各地域において、獣医師会との協力のもと、動物愛護フェスティバル等の関連行事を開催してきました。
- 東日本大震災津波の経験をもとに、獣医師会等の関係団体との共催により、動物愛護思想の普及啓発のためのシンポジウム等のイベントを県内各地で開催しました。また、普及啓発の資料として、東日本大震災で被災した動物への思いを、絵本作家が描いた絵とともに飼い主がつづった「東日本大震災津波で消えた小さな命を考える」と題した小冊子を作成し、県内沿岸地域の小学校等に配布しています。
- 県内一部の保健所では、学校と連携して動物愛護に関する出前授業を行う等の普及啓発活動を行ってきました。

《県民意識① ペット飼育が良い点について》

ペットを飼うことについて良いと思う点については、「生活に潤いや安らぎが生まれる」が75.6%（H19：74.7%）、「子どもたちが心豊かに育つ」が59.6%（H19：55.1%）、「家庭がなごやかになる」54.8%（H19：54.4%）の順となっており（複数回答、上位3項目）、多くの方がペットを飼育することの良い点を感じていました。

課題

- 動物愛護フェスティバル等の動物愛護週間関連行事について、多くの地域住民の参加により動物愛護思想の普及啓発が効果的に行われるよう、その内容及び運営方法等について、見直しを進めていく必要があります。
- 動物愛護思想の普及啓発には、対象者が動物の飼い主であるか否かに関わらず、

動物愛護の考え方に共感することが重要であるとの観点から、より効果的な方法により実施する必要があります。

具体的な取組方針

- 動物愛護思想の普及啓発は、動物愛護に関する活動を行っている団体等と連携協力する等、より効果的な方法により実施します。
- 動物の愛護と適正な飼養について、広く県民の関心と理解を深めるため、動物愛護週間（毎年9月20日～26日）には、獣医師会や推進ボランティアと連携して、地域（獣医師会の各支会単位）ごとに動物愛護フェスティバル等の関連行事を積極的に開催します。

【視点2】動物の所有者による適正飼養の推進

施策2 犬の登録・注射及び動物の所有者明示の推進

目指す姿

狂犬病に対する理解が深まり、狂犬病予防法により登録が義務付けられる全ての犬が登録され、毎年、狂犬病予防注射が接種されています。

所有者明示の必要性が理解され、全ての動物に、鑑札、迷子札、マイクロチップ等が装着されています。

現状

- 毎年度、犬の登録及び狂犬病予防注射に係るリーフレットを作成して市町村等へ配付するとともに、各保健所において市町村及び獣医師会等と連絡会議を開催し、犬の登録及び狂犬病予防注射実施率の向上に努めてきました。また、普及啓発には県ホームページや厚生労働省が作成する狂犬病予防普及啓発ポスター等を活用も活用してきました。
- 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数は表1のとおりで、やや減少傾向にあります。
- 犬の登録頭数に占める狂犬病予防注射頭数の割合（注射率）は86.1%（平成24年度）で、全国の都道府県では4番目に高い注射率となっていますが、改定前の計画の指標であった「推定飼養頭数に占める狂犬病注射実施率」については、平成24年度で59.9%と、平成24年度の間目標であった65%には到達しませんでした。
- リーフレットの作成・配布等により、所有者明示の必要性を普及啓発してきました。また、獣医師会と連携し、マイクロチップの普及促進のため、獣医師会が行うマイクロチップ装着デモンストレーション等の活動を支援しています。
- 岩手県における犬・猫のマイクロチップ登録頭数（AIPO：動物ID普及推進会議）は表3のとおりです。
- 狂犬病予防法に規定される鑑札及び狂犬病予防注射済票について、小型犬等にも装着が容易となるよう、市町村が独自に形状を定めることが出来るとされており、岩手県内では3市1町が独自の形状を採用しています。

表1 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射頭数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登録頭数	82,466	81,744	81,021	79,904	77,255	77,537
注射頭数 (注射率)	73,294 (88.9%)	72,007 (88.1%)	71,037 (87.6%)	69,274 (86.7%)	65,298 (84.5%)	65,073 (86.1%)

表2 推定飼養頭数に占める狂犬病予防注射実施率

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
推定飼養頭数	122,591	126,107	118,002	113,938	112,972	108,646
推定飼養頭数に占める注射頭数の割合	59.6%	57.1%	60.2%	60.8%	57.8%	59.9%

※ 平成24年度目標値：65%、平成29年度目標値：70%

表3 岩手県における犬・猫のマイクロチップ登録頭数（AIPO登録頭数）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	犬	77	153	522	919	1518	2208
	猫	4	14	61	113	243	348
参考	犬の登録頭数	82,976	81,744	81,021	79,904	77,255	77,537
	登録頭数に占めるマイクロチップ装着率	0.09%	0.19%	0.64%	1.15%	1.96%	2.85%

※AIPO: Animal ID Promotion Organization (動物ID普及推進会議)の略称で、マイクロチップによる犬、猫などの動物個体識別の普及推進を行っている組織

【構成団体: (公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会】

《県民意識②：所有者明示について》

飼っている犬や猫への所有者明示について、「何もしていない」との回答が犬で54.3% (H19:55.0%)、猫で67.7% (H19:73.5%)を占め、依然として所有者明示に対する意識の低さが窺えました。

所有者明示をしない理由としては、「鑑札や名札を装着しても、すぐに外れてしまうから」、「動物が嫌がるから」との回答が多くを占めていました。また、「室内で飼養しているから」との回答は、平成19年度に行った同調査より増加しており、室内飼育の傾向が高まっていることが示唆されました。

課題

- 平成24年10月に一般社団法人ペットフード協会が行った「犬猫飼育率全国調査」の結果を基に県内の犬の推定飼養頭数を試算すると、約108,192頭（登録頭数：77,537頭）となる等、室内飼養犬の増加に伴う全国的な未登録犬の増加が指摘されています。

- 狂犬病は重要な動物由来感染症であり、狂犬病予防注射の実施は飼い主の義務であることから、狂犬病予防注射実施率をより向上させる必要があります。
- 飼い主への返還の機会の拡大を図るため、所有者明示措置の実施率の更なる向上が必要です。
- より多くの動物病院においてマイクロチップの埋め込みが行われる必要があります。
- 特定動物の種類によっては、マイクロチップの装着が困難なものもあります。

具体的な取組方針

- 県民の狂犬病に対する関心を高めるため、各種広報媒体を活用し、狂犬病に関する知識の啓発を図ります。また、市町村、獣医師会及び動物取扱業者等との連携を強化し、犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上に努めます。
- 狂犬病をはじめとする動物由来感染症に関する知識の普及に努め、動物を介した人への感染防止に努めます。
- 犬鑑札、迷子札、マイクロチップ等の所有者明示の措置の意義や必要性について、市町村、開業獣医師及び動物取扱業者等と連携し、飼い主への普及啓発を行います。
- 犬鑑札、狂犬病予防注射票の装着率が向上するよう、それらのデザインや材質の改良等について、市町村に対して助言を行います。
- 獣医師会に対し、動物病院におけるマイクロチップ埋込み技術の導入について働きかけていきます。
- 特定動物の飼い主に対し、マイクロチップの埋込みを原則とした個体識別措置の実施について指導を徹底します。

施策3 動物による危害や迷惑問題の防止

目指す姿

人や動物に対する危害や迷惑問題を防止する飼養方法が広く理解され、動物に起因する危害や迷惑問題のない、良好な生活環境が維持されています。

現状

● 犬の捕獲・抑留

- 狂犬病予防法及び動物愛護条例に基づき、鑑札又は狂犬病予防注射済票を装着せず、係留されていない犬を捕獲・抑留しています。
- 犬の捕獲抑留頭数は表4のとおり年々減少傾向にあり、平成19年度と比較して平成24年度は約5割の減少となっています。

表4 犬の捕獲抑留頭数（捕獲は飼い主不明で保護された犬を含む）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
捕獲抑留頭数	678	636	548	468	382	332

● 犬による咬傷事故

- 咬傷事故を起こした犬の飼い主に対しては、再発防止のための指導を徹底してきました。
- 犬による咬傷事故は、表5のとおり減少傾向にありますが、未だ毎年50件程度の事故が発生しており、そのうち半数以上が、係留されていない犬によるものとなっています。また、近年は室内飼養犬による訪問者に対する咬傷事故が増加傾向にあります。

表5 犬による咬傷事故件数（※ 事故発生時、係留されていなかったもの。）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
咬傷事故件数	78	58	59	45	46	55
うち、係留なし※	32	26	33	22	12	30

● 不適正な動物飼養による迷惑問題

- 犬や猫の不適正な飼養に起因する苦情件数は、表6のとおり減少傾向にあるものの、依然として数多くの苦情が保健所に寄せられています。保健所では、苦情者及び関係者から状況について確認し、その原因に応じた指導を行ってきました。これらの苦情の大半は、糞の放置、騒音（鳴き声）、臭気、放し飼い、捨て猫など、飼い主としてのルールやマナーを守らないことによるものです。
- 動物愛護フェスティバル等のイベントでは、動物愛護思想のほか、動物の適

正飼養についても普及啓発を行ってきました。また、飼い主のマナーとモラルの向上のため、適正飼養講習会やしつけ教室等の開催、リーフレットの作成・配布、県政番組、広報誌等の各種広報媒体を活用し、動物の健康管理のほか、繁殖制限措置や適切なしつけを行う等、適正飼養に関する普及啓発を行ってきました。一部の保健所においては、希望者に対して適正飼養に係る講習会等を開催しています。

- 飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を実施し、地域住民の十分な理解の下に管理する「地域猫」について、地域猫活動の実績のある自治体から講師を招いて、県内市町村担当者も対象として講習会を開催しました(平成 24 年度)。
- 全国的に、動物の多頭飼育に起因する周辺環境が損なわれる事例の発生が問題となっています。
- 学校飼育動物に関しては、文部科学省が「学校における望ましい動物飼育のあり方」(最終改訂：平成 18 年 12 月)を作成しているほか、一般社団法人日本獣医師会においても、「学校動物飼育支援活動の標準化に向けて(活動のガイドライン)」(平成 23 年 6 月)を作成する等、学校において動物を適正に飼養することに対する意識は高まりつつあります。
- 適正飼養の指標として、前計画では「狂犬病予防注射接種時の犬の平均年齢」を用いていましたが、平成 24 年度の間目標には到達しませんでした。その理由として、東日本大震災津波の影響や、平均年齢の正確な把握が技術的に困難であること等が推測されました。

表 6 犬・猫に関する苦情件数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬	1,143	921	786	734	639	658
猫	340	616	210	354	227	284

表 7 狂犬病予防注射を接種した犬の平均年齢

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
平均年齢	6.87 歳	7.20 歳	7.26 歳	7.13 歳	7.17 歳	7.12 歳

※ 平成 24 年度目標値：7.73 歳、平成 29 年度目標値：8.43 歳

● 特定動物の飼養・保管

- クマやライオンなどの特定動物の飼養状況（一時的な興行施設を除く）は表 8のとおりです。
- 特定動物の飼養許可施設については半年に 1 回以上の立入検査を実施し、特定動物が、動物愛護法、「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目」(平成 18 年環境省告示第 21 号)及び「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」

(平成 18 年環境省告示第 22 号) の基準が遵守されていることを確認して
います。

- 全国的に、特定動物が逸走して人に危害を加えた事例が発生しています。

表 8 特定動物飼養保管状況 (平成 25 年 12 月 31 日現在)

施設数	飼養保管頭数					
	26	ニホンザル	70	トラ	2	イヌワシ
チンパンジー		1	ヒョウ	3	シロサイ	1
マルブラウクモンキー		1	ピューマ	3	ワニガメ	1
ツキノワグマ		7	キリン	4	シュナイダームカシカイマン	1
チーター		2	アメリカバイソン	12		
ライオン		6	ゾウ	4		
16 種 119 頭(羽匹)						

《県民意識③ ペット飼育による迷惑について》

他人がペットを飼うことで感じる迷惑としては、「散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い」が 74.4% (H19: 68.0%)、「猫がやって来てふん尿をしたり、畑・花壇・車などを荒らす」が 54.1% (H19: 51.2%)、「鳴き声がうるさい」が 45.6% (H19: 40.2%)、「犬の放し飼い」が 44.4% (H19: 39.9%)、「咬まれるなどの危害を加えられるおそれがある」が 33.3% (H19: 29.2%) が上位 (複数回答、上位 5 項目) を占めていました。

《県民意識④：繁殖制限措置 (不妊・去勢手術) について》

不妊又は去勢手術を施している飼い主は、犬では 43.5% (H19: 26.7%)、猫では 64.7% (H19: 76.5%) で、猫に比べて犬では意識が低いことが窺えました。

なお、不妊・去勢手術をしない理由としては、犬と猫のいずれも「かわいそうだから」と「手術費用が高いから」が上位を占めていました。

《県民意識⑤ 動物愛護条例の認知状況について》

動物愛護と動物の適正な飼い方 (犬の放し飼いの禁止や猫を室内飼養すること等) について定めた動物愛護条例について、「そういう条例があることを知らなかった」との回答が 51.1% (H19: 54.1%) と半数以上を占め、また、「そういう条例があることは知っているが、内容はよく知らない」との回答も 45.2% (H19: 44.1%) と高率でした。「よく知っている」は僅か 3.0% (H19: 1.4%) でした。

課題

● 犬の捕獲・抑留

- 依然として捕獲抑留される犬も多く、係留の徹底や逸走防止の適正管理が望まれます。

● 犬による咬傷事故

- 犬の逸走を防止するよう、家庭において逸走防止対策が講じられる必要があります。
- 咬傷事故の中には、不用意に犬に手を出し、犬の不安や興奮を煽ることにより起きているものも少なくないことから犬との接し方について、広く理解される必要があります。

● 不適正な動物飼養による迷惑問題

- 苦情の多くは、飼い主のマナーの悪さや不適切な飼養管理が原因となっていることから、飼い主のモラルを向上させるとともに、適正飼養の普及啓発に努める必要があります。また、飼い主の責務や遵守すべき事項について規定した動物愛護条例に対する認知度が低いことから、条例及び適正飼養に関する国の基準等を広く周知する必要があります。
- 適正飼養講習会やしつけ教室、広報媒体を活用した適正飼養の普及啓発の充実強化を図る必要があります。また、普及啓発活動は、動物愛護に関する活動を行っている団体等と連携協力する等、より効果的な方法により実施することが必要です。
- 猫に関する苦情の原因の多くは、屋外飼養や飼い主のいない猫に起因するものであり、屋内飼養等の適切な飼養管理の徹底はもちろんのこと、飼い主のいない猫が問題となっている地域における猫の管理方法について、地域の課題として地域全体で考えていくことが必要です。
- 多頭飼育による周辺環境の悪化が問題となる前に、必要な改善が行われることが望めます。
- 学校等における動物の飼養実態の把握に努めるとともに、動物を飼養する学校等に対し、飼養管理に係る情報の提供や技術的な支援を行っていくことが望まれます。

● 特定動物の飼養・保管

- 特定動物の飼養者が、人への危害防止の観点から、適切な動物の管理方法について理解し、動物を管理する必要があります。

具体的な取組方針

● 犬の捕獲・抑留

- 広報誌の活用や地域の巡回等により、係留義務や係留器具等の定期的な点検の必要性等について指導を徹底します。

● 犬による咬傷事故

- 咬傷事故の発生事例を踏まえ、事故を未然に防ぐ犬との接し方等について周知及び指導を行います。
- 犬による危害や迷惑の発生の防止を防止するため、放浪犬や徘徊犬の迅速な捕獲に努めます。

● 不適正な動物飼養による迷惑問題

- 県民に対し、動物愛護フェスティバル等の行事や各種広報媒体により、繁殖制限措置（不妊・去勢手術等）、犬の係留義務、猫の室内飼育、散歩時の糞の処理、周辺的生活環境への配慮、しつけ等の飼い主の責務や遵守しなければならない事項等について、効果的かつ効率的な普及啓発に努めます。
- 飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を実施し、地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策の計画づくりへの支援等、地域住民による問題解決の取組みに対して積極的に技術的な助言等を行う等、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進します。
- 多頭飼育に関する情報収集に努め、必要に応じて関係機関等と連携して適時適切な指導を行う等、周辺環境が損なわれる事態の発生を未然に防止するよう努めます。
- 獣医師会及び教育委員会等と連携するなどし、動物を飼養している学校等に対し、動物の飼養が適正に行われるよう、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行います。

● 特定動物の飼養・保管

- 特定動物による事故を未然に防ぐため、年2回以上の頻度で飼養保管施設へ立入り、飼養保管に係る基準等の遵守や災害時の対応等について監視指導を徹底します。

施策4 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

目指す姿

動物福祉の考え方が広く行き渡り、実験動物や産業動物が、その利用目的に応じて適正に取り扱われています。

人や動物に対する危害や迷惑問題を防止する飼養方法が広く理解され、動物に起因する危害や迷惑問題のない、良好な生活環境が維持されています。

現状

- 実験動物及び産業動物を取り扱う施設に対して、環境省が定める「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号) 及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和 62 年総理府告示第 22 号) について周知してきました。
- 実験動物及び産業動物については、学術研究や畜産物の生産等、その使用目的に沿った飼養管理が求められますが、動物の愛護及び管理の観点において、その飼養実態は十分に把握されているとはいえない状況です。
- 県内の一部のと畜場では、米国基準に対応した人道的なと畜処理が行われており、その実施状況については県食肉衛生検査所が定期的に検証を実施しています。

課題

- 実験動物及び産業動物の飼養実態を把握するとともに、動物の使用目的に応じた適切な取扱いがされるよう、関係機関や団体等と連携して対応する必要があります。
- と畜場や食鳥処理場において人道的な取扱いが行われるよう、動物福祉の考え方を周知する必要があります。

具体的な取組方針

- 実験動物を取扱う大学や試験研究施設に対し、3Rの原則(Replacement 代替法の活用、Reduction 使用数の削減、Refinement 苦痛の軽減)及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号)の周知を図り、必要に応じて動物愛護の観点から指導等を行います。
- 農林部局や畜産団体等を通じて、家畜・家きんの飼養者に対し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和 62 年総理府告示第 22 号)の周知を図り、必要に応じて関係機関や団体等と連携し、動物愛護の観点から指導等を行います。

す。

- と畜業者や食鳥処理業者に対し、と畜場及び食鳥処理場における動物福祉に配慮した家畜・家きんの取扱いについて指導します。

施策5 終生飼養の推進

目指す姿

動物が遺棄されたり、飼養を放棄されたりすることなく、飼い主により最後まで責任を持って飼われています。また、不妊・去勢手術等の繁殖制限措置が適切に実施され、望まれない動物の繁殖がありません。

現状

● 犬、猫の引取り

- 犬猫の引取りに当たっては、飼い主が安易に保健所に引取り要請を行わないよう、引取りの相談者に対し、飼い主の責務である終生飼養の考え方から指導を実施してきました。なお、動物愛護法の改正により、平成 25 年 9 月より、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合は、保健所が引取りを拒否することが出来るようになりました。
- 犬・猫の引取り頭匹数は表9のとおりで、減少傾向にあります。しかし、直近3年間においては、猫ではほぼ横ばいとなっている等、減少傾向が鈍化しています。
- 犬の引取りの約7割が飼い主からの依頼によるものであるのに対し、飼い主からの猫の引取りは約4割となっており、猫の引取りの約6割は所有者が不明のものです。また、所有者が不明な犬・猫には、拾得の状況等から遺棄されたと考えられるものもあります。(表 10)
- 犬の引取りの約7割が成犬であるのに対し、猫の引取りの約7割は子猫となっています。また、飼い主からの引き取られる猫の約5割は子猫です。
- 受益者負担の観点から、飼い主からの引取りに当たっては、引取り手数料を徴収しています。(平成 17 年 10 月～)

表9 犬・猫の引取り頭匹数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬	640	624	424	403	375	324
猫	2,490	2,541	1,963	1,989	1,748	1,956

表 10 犬・猫の引取りに係る引取り依頼者

(1) 犬の引取り

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
所有者	成熟	346	252	232	202	193	160
	幼齢	124	187	86	84	55	44
	合計	470	451	318	286	255	232
所有者 不明	成熟	112	90	74	100	87	69
	幼齢	58	42	32	17	31	23
	合計	170	173	106	117	120	92

(2) 猫の引取り

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
所有者	成熟	303	262	216	318	236	246
	幼齢	730	620	470	464	382	583
	合計	1,033	882	686	782	618	829
所有者 不明	成熟	451	478	296	282	331	288
	幼齢	1,006	1,181	981	925	799	839
	合計	1,457	1,659	1,277	1,207	1,130	1,127

《県民意識⑥ 飼っている犬や猫が、飼えなくなった場合について》

飼っている犬や猫などが、様々な事情で飼えなくなった場合どうするのがよいと思うかについては、55.6% (H19:61.9%) の人が「新たな飼い主を探す」と回答しましたが、「動物愛護団体や保健所などに引取ってもらう」と回答した人も 40.0% (H19:36.6%) を占めていました。

《県民意識⑦ 犬・猫の致死処分について》

保健所に引き取られた犬や猫の致死処分について、「多くの犬や猫を生かしておけないなら、かわいそうだがやむを得ない」が 60.4% (H19:61.9%) で、「生命は尊いので、処分は行うべきではない」の 20.0% (H19:21.7%)、「わからない」の 3.3% (H19:10.3%) を大きく上回っていました。

課題

● 犬、猫の引取り

- 飼い主の責務である終生飼養について十分に理解される必要があります。また、やむを得ない事情により途中で飼えなくなった場合に、飼い主自身が新たな飼い主を探すことの重要性が認識される必要があります。
- 猫の屋内飼養や不妊去勢手術の実施等が望まれるほか、飼い主のいない猫に対する対策も必要です。

- 飼い主から引き取られる猫の約5割が生後90日以下の子猫であることから、飼い主の不妊・去勢手術に対する理解を一層深める必要があります。
- 動物の遺棄を防止する必要があります。

具体的な取組方針

● 犬、猫の引取り

- 飼い主の責務である終生飼養について、動物愛護の観点から普及啓発に努めます。
- 飼い主から犬や猫を引き取る場合は、終生飼養の観点から、飼い主に対し、飼養の継続又は譲渡のための取組の実施等について指導及び助言を行います。また、子犬や子猫を引き取る場合は、不妊・去勢手術等による繁殖制限の実施について指導を徹底します。なお、引取りに当たっては、動物愛護法第35条の引取り拒否の事由に該当しないか、厳正に審査します。
- 動物の遺棄は犯罪であり、違反した場合は懲役や罰金が科せられることについて周知します。

【視点3】動物の生存の機会の拡大

施策6 動物の返還・譲渡の推進

目指す姿

県が保護・収容した全ての動物は、飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡により生存の機会が確保されています。

現状

● 保護・収容した動物の返還

- 平成20年度に、県が保護した動物に係る情報をホームページで公開する体制を全ての保健所に整備し、飼い主への返還の機会の拡大を図ってきました。
- 犬の返還頭数（飼い主が判明し、返還することができた頭数）は表11のとおりで、返還率は増加傾向にあります。しかしながら、飼い犬へ所有者明示（鑑札や名札等の装着）をしていなかったり、飼い主から返還の申し出がないことなどにより、いまだに約半数の犬が処分（譲渡及び殺処分）の対象となっています。
- 保護された猫については、飼い主がいらないと考えられるものも多く、飼い主に返還されるものは稀です。

表11 犬の捕獲抑留頭数及び返還頭数（捕獲は所有者不明で引き取られた犬を含む）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
捕獲抑留頭数	678	636	548	468	382	332
返還頭数 (返還率)	146 (21.5%)	203 (31.9%)	200 (36.5%)	197 (42.1%)	182 (47.6%)	169 (50.9%)

表12 所有者不明として引き取られた猫の頭数及び返還頭数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
引取頭数	1,457	1,659	1,277	1,207	1,130	1,127
返還頭数 (返還率)	2 0.1(%)	2 0.1(%)	3 0.2(%)	4 0.3(%)	2 0.2(%)	4 0.4(%)

● 犬、猫の譲渡

- 適正な動物譲渡を保健所の管轄にとらわれずに推進するよう、譲渡対象動物の選抜方法の明確化や保健所間の譲渡動物及び譲渡希望者に係る情報共有を推進する等、動物の譲渡に係る手続きの見直しを行ってきました（平成20年度、24年度）。また、譲渡先が未定の動物については、平成20年度から情報をホ

ホームページに掲載して譲渡者を募集することにより、譲渡の推進に努めています。

- ・ 譲渡に当たっては、適正飼養に関する講習会を開催し、新しい飼い主に受講を義務付ける等、譲渡により動物の適正飼養が普及することも目指しています。
- ・ 保健所で保護される犬や猫の頭数が減少していることなどから、譲渡に適したものの頭数も減少しており、譲渡の実績は横ばい傾向にあります。

表 13 犬・猫の譲渡頭匹数の推移（括弧内は捕獲・引取り頭数から返還頭数を除いた頭数に占める譲渡頭数の割合）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬	168	182	216	167	119	119
	(16.8%)	(20.6%)	(32.4%)	(30.0%)	(26.2%)	(30.1%)
猫	98	138	104	58	82	88
	(3.9%)	(5.4%)	(5.3%)	(2.9%)	(4.7%)	(4.5%)

《県民意識⑧ 犬・猫の譲渡について》

保健所で引き取ったり、捕獲したりした犬や猫を、新しい飼い主に譲渡する場合は、「譲渡する犬や猫の性格や気質、健康状態、新しい飼い主となる人の飼養環境、飼育経験、動物に関する知識などを考慮して慎重に行うべき」との回答が 75.2%（H19：79.4%）を占めている一方、「犬や猫の性格や気質等には捕われずに積極的に行うべき」との回答も 16.3%（H19：13.5%）ありました。また、行政が行う必要はないとの回答も 8.5%（H19：13.5%）ありました。

● 負傷動物の収容

- ・ 公共の場所において発見された負傷動物に係る通報が保健所にあったものについては、動物愛護法に基づき、動物愛護の観点から動物を収容しています。
- ・ 保健所が収容した負傷動物については、動物愛護の観点から、必要に応じた応急治療を獣医師会への委託により実施しています。
- ・ 収容される負傷動物は、逸走した犬・猫等のほか、遺棄された動物である可能性もあります。

表 14 負傷動物の保護収容頭数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬	24	11	9	11	7	5
猫	66	27	44	31	15	47

課題

● 保護・収容した動物の返還

- 逸走動物の飼い主は、速やかに自ら捜索を行う必要があることについて理解されている必要があります。
- 保健所が保護した動物が飼い主に確実に返還できるよう、効果的な方法により関係者及び飼い主等への情報提供を行うとともに、飼い主への返還まで適切に動物が保管されている必要があります。

● 犬、猫の譲渡

- 譲渡用動物専用の飼養施設がなく、また、保健所により飼養環境が異なることから、引き続き、譲渡を適切に推進するための体制の整備を行っていく必要があります。
- 動物の譲渡の可能性を拡大するため、譲渡する動物の選定やしつけ等について、専門的な知識を有する動物愛護推進員等のボランティアが保健所職員と連携協力する等、地域の連携のもとに譲渡を推進する必要があります。

● 負傷動物の収容

- 飼い主に対し、動物の放し飼いにより、交通事故や疾病等のリスクが増大することについて、周知する必要があります。

具体的な取組方針

● 保護・収容した動物の返還

- 動物が逸走しない適正飼養について普及啓発するとともに、動物が逸走した場合は、動物愛護の観点及び人への危害防止の観点から、保健所や警察に連絡する等、速やかな捜索が必要であることについて周知します。
- 飼い主が不明な犬を捕獲した場合や、飼い主が不明な犬・猫を引き取った場合は、動物愛護の観点から、できるだけ抑留・保管期間を延長し、飼い主への返還のための機会の拡大を図ります。
- 保護した動物に関する情報を市町村と共有するとともに、保健所のホームページで公開するなど、行方不明になった動物を探している飼い主への情報提供に努めます。

● 犬、猫の譲渡

- 捕獲したり、引き取った犬や猫の致死処分頭数をできる限り少なくするとともに、地域における動物愛護思想の高揚及び適正な飼養の普及啓発を目的とし

て、これら動物を新しい飼い主へ譲渡します。

- 県が動物の譲渡を実施していることについて広く県民に周知し、譲渡動物に関する情報を保健所のホームページに掲載することにより、譲渡希望者への情報提供に努めます。
- 譲渡の実施に当たっては、譲渡する犬・猫の健康状況や気質・性質、人に対する友好度等について適正に評価します。また、譲渡を希望する者が、その犬・猫を家族の一員として終生飼養することができるか、地域・近隣への配慮を怠らず、社会への責任を遂行する優良な飼い主として、地域の手本となれるかどうか等の譲渡のための条件を明確にし、被譲渡者へ十分に説明することにより、適正な譲渡の推進に努めます。
- より適正な譲渡を推進するため、必要に応じて譲渡マニュアルの見直しを行います。また、定期的に譲渡後調査を確実にを行い、誓約書の遵守状況や動物の飼育状況、健康管理状況等について確認し、必要な指導助言を行います。
- 譲渡する動物の選定やしつけ等を、専門的な知識を有する推進ボランティア等と連携して行うなど、担当職員と推進ボランティア等との円滑な協力関係を構築していきます。

● 負傷動物の収容

- 動物の逸走は、動物にとっても危険であることについて周知を図るとともに、必要に応じ、逸走防止対策について指導を行います。
- 負傷動物は、迅速に収容して必要な応急治療を行い、苦痛の軽減を図るとともに、できるだけ生存の機会を与えるよう努めます。

施策7 災害時の動物救護対策の充実

目指す姿

災害発生時に迅速かつ円滑に動物救護活動を行うことができる体制が整備されています。また、動物との同行避難が、飼い主を含む地域住民に広く理解されており、大規模災害から多くの動物の命を守ることが出来ます。

現状

- **東日本大震災津波が発生するまで**
 - 岩手県地域防災計画に「愛玩動物の救護対策」について定め、動物愛護の観点から、被災した動物の救護保護や対策を、関係機関・団体との連携のもとに、迅速かつ適切に講じることとしていました。
 - 平成19年7月に発生した「新潟県中越沖地震」等を踏まえ、平成20年4月に「岩手県災害時動物救護本部設置要綱」を定めるとともに、同年5月には、獣医師会及び動物愛護団体等の全11団体と災害時の動物救護に関する協定を締結する等、大規模災害発生時の動物救護体制を整備していました。
 - 平成20年6月の「岩手・宮城内陸地震」発生時には、この協定に基づいた動物救護活動が行われました。
- **東日本大震災津波が発生してから**
 - 平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波では、「岩手県災害時動物救護本部設置要綱」に基づき、県と災害時の動物救護に係る協定を締結する県内の動物愛護団体等と「岩手県災害時動物救護本部」（以下「救護本部」という。）を設置して、被災した動物の救護活動を実施しました。また、避難所、応急仮設住宅での動物の取扱いが適切に行われるよう、関係団体等と連携して指導を行ってきました。
 - 平成24年11月には、救護本部の活動等の検証結果等をもとに「災害時の動物救護マニュアル」を策定し、災害に備えた体制の一層の強化を図るとともに、今後起こりうる災害の発生に備えています。なお、同マニュアルは市町村に対しても情報提供しています。
 - 環境省が作成した、東日本大震災津波の発生時の対応記録集やマニュアルについて、市町村あて情報提供しています。
 - 同行避難の必要性については、リーフレット等を作成して周知しているほか、県が開催する動物愛護に係るイベントにおいて周知を図っています。
 - 市町村が独自に作成する「地域防災計画」中に動物救護対策について記載がない市町村があります。
 - 応急仮設住宅や災害公営住宅において、被災者が引き続き動物を飼養でき

るように配慮すべきとの要請等を受けて、関係住宅の管理者等に対して動物の飼養者と非飼養者との住み分けや動物飼養に係るルール作り等に関する技術的な支援を行ってきました。

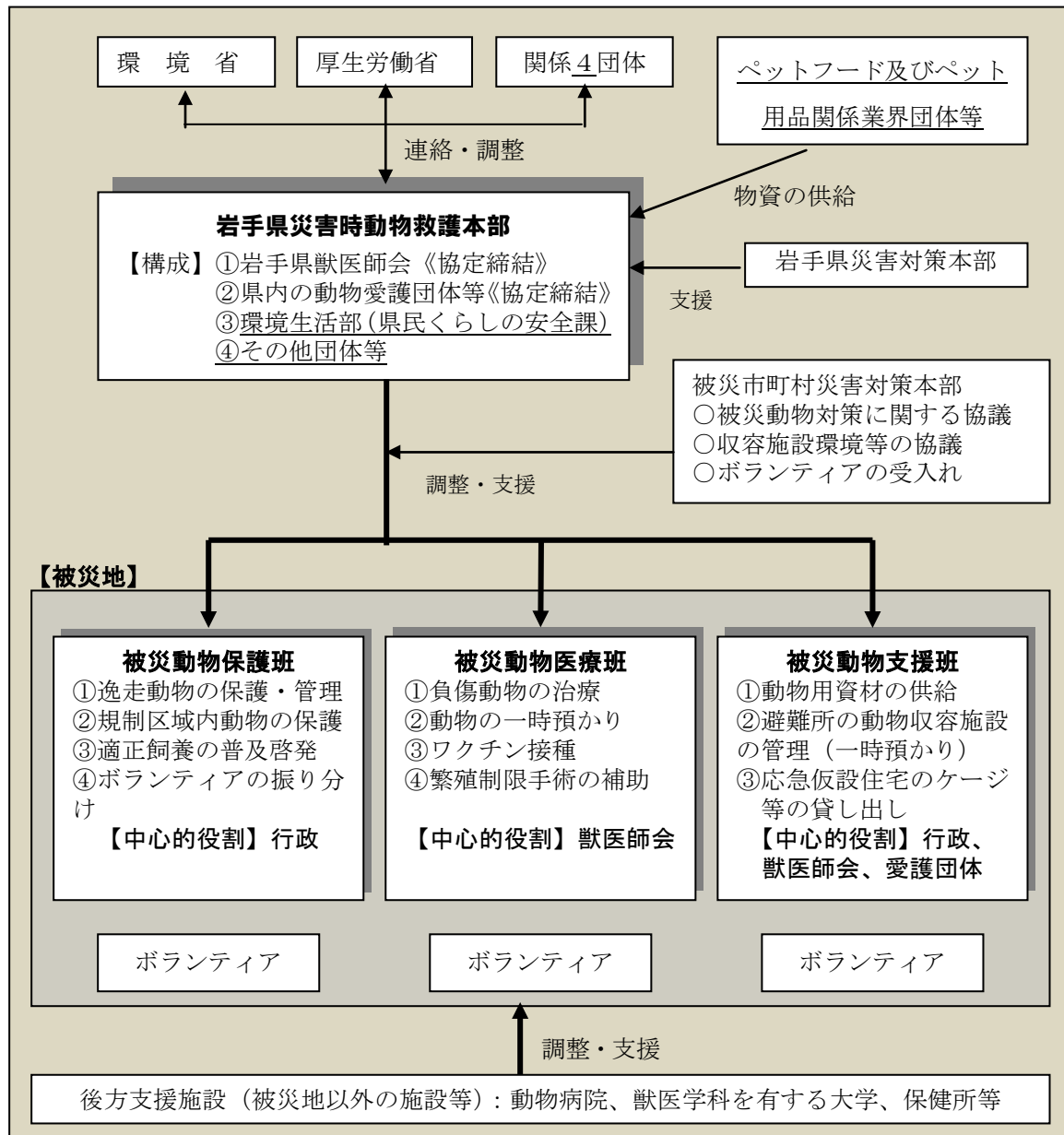


図2 災害発生時における動物救護対策のイメージ

「岩手県地域防災計画」 第15節 医療・保健計画

第9 愛玩動物の救護対策

- 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。
 - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。
 - イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
 - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行なうとともに、環境衛生の維持に努める。
 - エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

《県民意識⑨ ペットの災害対策について》

ペットの災害対策の実施状況については、「何もしていない」との回答が43.6% (H19: 56.3%) でした。

実施している災害対策については、「持ち運びのできるケージやかごを常備している」が40.4% (H19: 25.2%)、「持ち出すことのできるペットフードを常備している」が38.3% (H19: 22.3%)、「行方不明になっても飼い主がわかるように鑑札や名札を装着している」が19.1% (H19: 18.4%) となっていました。

《県民意識⑩ 避難所及び応急仮設住宅でのペットの飼養について》

避難所でペットを飼養することについて、「一定のルールを守れば飼っても良いと思う」との回答が76.7%であり、「飼ってはいけないと思う」との回答は14.4% でした。

応急仮設住宅でペットを飼養することについて、「一定のルールを守れば飼っても良いと思う」との回答が82.6%であり、「飼ってはいけないと思う」との回答は8.5% でした。

課題

- 災害時に協定の機能を十分に発揮できるよう、協定を締結する団体の情報の把握等、必要な体制を維持する必要があります。
- 災害時の動物救護活動が地域において円滑に行われるように、最新の知見等を参考に、引き続き体制を整備していく必要があります。
- 災害発生時の同行避難の必要性について、広く周知する必要があります。
- 避難所、応急仮設住宅及び災害公営住宅等での動物の取扱いに関して、問題を未然に防止するための対策を講じておく必要があります。
- 市町村においても緊急災害時に実施すべき活動等について検討しておく必要があります。

具体的な取組方針

- 災害時の動物救護に関する協定を締結する団体の情報の把握に努め、災害時に協定の機能を十分に発揮できるよう備えます。
- 災害時の動物救護活動が地域において円滑に行われるように、被災地のニーズの把握方法や物資の搬送方法及び関係団体との連絡方法等について、必要に応じ見直しを行います。
- 大規模災害時等、被災動物の飼養管理が困難な場合に救護本部が運営する「動物管理施設」の設置等に係る方針について検討するとともに、同施設から動物愛護団体等への動物の移管が柔軟に行うことができる体制の整備に努めます。
- 災害発生時の同行避難の必要性について、飼い主はもとより避難所において同行避難を受け入れる市町村や地域住民の理解が深められるよう、周知に努めます。
- 避難所での動物の取扱いについて、避難者間で一定のルールを定めて無用なトラブルの発生を防止する等、行政や動物愛護団体等だけに依存しない自主的な取組みが強く望まれることから、避難所で動物を飼養する場合の留意事項等について周知を図ります。
- 災害時の動物救護対策について、市町村の「地域防災計画」において規定されるよう働きかけます。
- 応急仮設住宅や災害公営住宅において動物の同伴を希望する入居者がいる場合、可能な限り動物が飼養できるよう、市町村等の住宅の管理者等に対して働きかけるとともに、獣医師会と連携しながら、引き続き、動物の飼養者と非飼養者との住み分けや動物飼養に係るルール作り等に関する技術的な支援を行います。

【視点4】動物取扱業の適正化の推進

施策8 動物取扱業に対する指導の徹底

目指す姿

動物取扱業者は動物の取扱いの専門家として、動物の愛護に関する考え方や動物の飼養や取扱いにおいて、一般県民の模範となっています。

現状

- 動物の販売、保管等の営業を行う第一種動物取扱業の登録事業所数は表 15 のとおりです。
- 平成 25 年 9 月 1 日より、一定の規模の動物飼養施設を設置し、非営利で動物の譲渡等を行う団体等については、新たに第二種動物取扱業者としての届出が必要になりました。県内の届出件数は表 16 のとおりです。
- 動物取扱業について年 1 回以上の立入検査を実施するとともに、第一種動物取扱業者に設置が義務付けられている動物取扱責任者に対する研修会を定期的
に開催し、動物取扱業が適正に行われるよう、指導を行ってきました。

表 15 第一種動物取扱業者数（平成 25 年 12 月 31 日現在、複数登録あり）

事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り	譲受飼養
304	155	168	3	26	29	0	0

表 16 第二種動物取扱業者数（平成 25 年 12 月 31 日現在）

事業所数	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示
3	1	0	0	0	2

《県民意識⑪ 動物取扱業者から受けた被害等について》

これまでに、動物取扱業者を利用したことがある人は 27.0%（H19：22.8%）であり、そのうち 47.5%（H19：35.0%）が、「被害を受けたり、トラブルや不快な思いをしたことはない。」との回答でした。

一方、動物取扱業者から被害等をうけたことがある人が感じた不快な思い等の内容は「劣悪な環境で動物が飼われていたのを見たことがある。」が、14.7%（H19：23.7%）、「病気やけがをした動物が展示されていた。」が 8.4%（H19：6.3%）、「動物の糞尿のにおいがひどい等、施設の周辺環境に悪影響を受けた。」が 7.4%（H19：11.3%）と、上位を占めていました。（複数回答、上位 3 項目）

《県民意識⑫ 動物取扱業者に対する規制の認知状況について》

規制があることを知っている人は 58.5%（H19：50.9%）でした。また、規制があることを知っていた人に知られていた規制の内容は、多い順に「登録の取消しや業務の停止命令」59.5%（H19：55.9%）、「知事への登録」53.8%（H19：53.8%）、販売時の説明 50.6%（H19：53.1%）、「飼養保管基準の遵守」43.0%（H19：43.4%）、「標識の掲示」29.1%（20.7%）などとなっていました。（複数回答、上位 5 項目）

課題

- 動物取扱業者の登録制度や届出制度等の規制の内容について、動物取扱業者はもちろんのこと、一般県民に対しても広く周知する必要があります。
- 全国的に、動物取扱業者の不適切な動物の管理事例があったこと等から、動物取扱業者に対して、動物の管理方法等の基準が遵守されるよう周知及び指導を徹底する必要があります。
- 平成25年9月の動物愛護法の改正により、動物取扱業者が飼養保管する動物にも終生飼養の考え方が適用されることとなったことから、それらの動物の終生飼養について動物取扱業者に対する周知及び指導を行う必要があります。
- 動物取扱責任者に対する研修を適切に実施することにより、動物取扱業者の業務が適切に行われるよう、支援していく必要があります。

具体的な取組方針

- 犬猫等販売事業者に対する犬猫等健康安全計画の策定義務や幼齢の犬猫の販売等の制限等、第一種動物取扱業者に対する新たな規制の内容について周知するとともに必要な指導を行います。
- 動物の譲渡を目的として動物を飼養する団体等に対し、第二種動物取扱事業者の届出制度について周知を徹底します。
- ペットショップ、ペットホテル等の第一種動物取扱業者の事業所及び飼養施設並びに譲渡等のための動物を飼養する第二種動物取扱業者の飼養施設に年1回以上の頻度で立入り、動物の飼養保管に係る基準の遵守状況等について監視を行い、動物が適正に取扱われるよう必要な指導を行います。なお、基準を遵守していないと認められる場合は、必要に応じて法令に基づく勧告、命令等を行い、悪質業者の排除に努めます。
- 動物取扱責任者に対し、動物取扱責任者研修等を通じて、動物の販売時や貸し出し時における顧客に対する説明義務や販売・貸し出しに係る記録の保管義務等について周知徹底を図るとともに、その資質の向上に努めます。なお、動物取扱責任者研修は、地域（広域振興局単位）ごとに開催する等、受講機会の確保に努めます。

【視点5】動物愛護管理施策の推進体制の構築

施策9 人材の育成

目指す姿

動物愛護思想や動物の適正飼養に関して識見をもった多くの人材の協同により、人と動物が共生する社会の実現を目指します。

現状

● 動物愛護推進員の活動

- 動物愛護法第38条に基づき、獣医師会、動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体（以下「動物愛護団体」という。）の会員等のうちから推進ボランティアを委嘱（平成25年12月末現在50名）しています。なお、推進ボランティアは、地域の課題解決のための活動に対応した人材を活用できる委嘱に努めてきました。
- 推進ボランティアは、県が実施する動物愛護関連行事への協力や適正飼養に関する動物の飼い主への普及啓発・助言等について、各保健所等と連携して地域の実情を踏まえた活動を行っています。
- 推進ボランティアに対する研修会を定期的を開催し、資質の向上に努めています。

● 動物愛護推協議会の運営

- 推進ボランティアの委嘱の推進及び活動に対する支援等並びに動物愛護管理行政の推進に関し、必要な協議を行うため、県と獣医師会、動物愛護団体等との連携協力のもと、同法第39条に基づき動物愛護推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置しています。
- 推進協議会において幅広い観点から多くの意見を吸い上げるため、委嘱する協議会委員の所属団体を多様化するよう努めてきました。

● 動物愛護団体等の育成

- 地域猫活動等、地域住民と保健所が連携して動物愛護に関する活動を行うことにより、動物の愛護に関する活動を行う団体が形成されることがあります。

● 動物愛護担当職員の資質向上

- 動物愛護担当職員を、国や関係団体等が開催する会議や研修に定期的に派遣し、資質の向上に努めてきました。

課題

● 動物愛護推進員の活動

- 推進ボランティアと動物愛護担当職員との連携や推進ボランティアが活動しやすい体制のより一層の整備が望まれます。
- 推進ボランティアを各地域に適切に配置し、より効果的に制度を機能させることが必要です。
- 動物愛護に対して熱意と識見のある推進ボランティアの委嘱について推進していく必要があります。

● 動物愛護推協議会の運営

- 推進協議会における意見等を施策の参考とすることができるよう、適切に運営していく必要があります。

● 動物愛護団体等の育成

- 地域住民と保健所が連携して活動を行う機会は限られており、継続的に動物愛護活動を行う団体の育成は十分ではありません。

● 動物愛護担当職員の資質向上

- 各保健所の動物愛護管理業務が適切かつ統一的に執行されるよう、業務の実施方法を平準化する必要があります。

具体的な取組方針

● 動物愛護推進員の活動

- 県内各地域において、動物愛護管理担当職員と連携しながら、動物の適正な飼養と愛護意思の普及啓発、繁殖制限（不妊去勢手術）に関する助言、動物の譲渡の斡旋、県が実施する動物の適正な飼養及び愛護関係事業への協力等の活動を行ってもらうため、引き続き、推進ボランティアの委嘱を行います。
- 推進ボランティアと動物愛護管理担当職員との意思疎通を図るため、活動に関する事前協議や意見交換の場を積極的に設けていきます。また、推進ボランティアの活動を支援するため、研修会を開催するとともに、必要な情報の提供に努めます。
- 推進ボランティアの委嘱規模や配置人数等については、必要に応じて見直しを行います。

● 動物愛護推協議会の運営

- 推進ボランティアの委嘱及び活動をより有効なものにするとともに、県の動物愛護管理行政に関する協議等を行うために、獣医師会、動物愛護団体、市町村及び業界団体等との連携協力のもと、円滑な運営に努めます。
- 推進協議会の構成委員については、必要に応じて見直しを行います。

● 動物愛護団体等の育成

- 地域住民と保健所が連携して活動行う機会を拡大する等、継続的に動物愛護活動を行う団体の育成に努めます。

● 動物愛護担当職員の資質向上

- 国や関係団体等が開催する動物愛護管理に係る会議や研修に積極的に派遣するとともに、必要な情報の提供に努めるなど、業務遂行に必要な専門的な知識や技術の習得に対する支援を行います。
- 適切な業務執行を徹底するため、動物愛護管理業務に従事する職員（非常勤職員を含む）を対象に、動物の愛護及び管理に関する研修会を定期的開催するとともに、法令はもとより、要綱、要領及び関係通知等を網羅した関係業務に関する全県統一的なマニュアルを整備します。

施策 10 動物愛護管理業務を推進する組織体制の充実

目指す姿

動物愛護管理施策の推進のためには、動物愛護管理施策の実施主体の組織体制が充実していることが望ましいと考えられます。

現状

- 現在、動物愛護法、動物愛護条例及び狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づく動物愛護管理業務については、各保健所に動物愛護管理担当職員を配置し、動物の適正飼養と動物による人への危害防止対策のほか、動物愛護思想の普及啓発に主眼を置いた事業・取組みを実施しています。
- 動物管理施設等の設置状況は図 1 のとおりで、犬の捕獲業務及び犬・猫の引取り業務並びにこれらに付随する処分等の業務の一部については、集約化を図っています。なお、老朽化した動物管理施設は必要な改修を計画的に実施し、動物を適切に管理する体制の維持に努めてきました。
- 総合的な動物愛護管理行政の推進拠点施設として動物愛護管理センターを設置する自治体が全国的に増えています。これらの自治体では、同施設において、犬・猫の譲渡や動物とのふれあい、動物に関する学習機会の提供、動物を連れての学校・老人ホーム等の訪問活動、人と動物の共通感染症の調査研究等、様々な事業を展開していますが、本県においては保健所がその機能を担っています。

《県民意識⑬ 動物愛護管理政策の推進について》

動物の愛護や適正な飼養の推進のために県が取り組むべきこととしては、「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」が 28.1%（H19：38.1%）と最も多く、以下、「動物の愛護や正しい飼い方について学校や社会教育の場で十分に取り上げる」が 15.2%（H19：14.9%）、「テレビ、新聞、ポスターなどで動物の愛護や正しい飼い方の重要性を訴える」が 11.5%（H19：13.9%）、「動物の愛護や正しい飼い方の普及を進めるボランティア団体などの活動を支援する」が 10.0%（H19：11.0%）、「動物の愛護や正しい飼い方の相談や要望に応じる行政窓口を充実させる」が 7.8%（H19：7.5%）、「動物と触れ合い、動物に関わる知識を得ることができるような公的施設を設置する」が 7.8%（H19：11.0%）、などの順となっています。（複数回答、上位 6 項目）

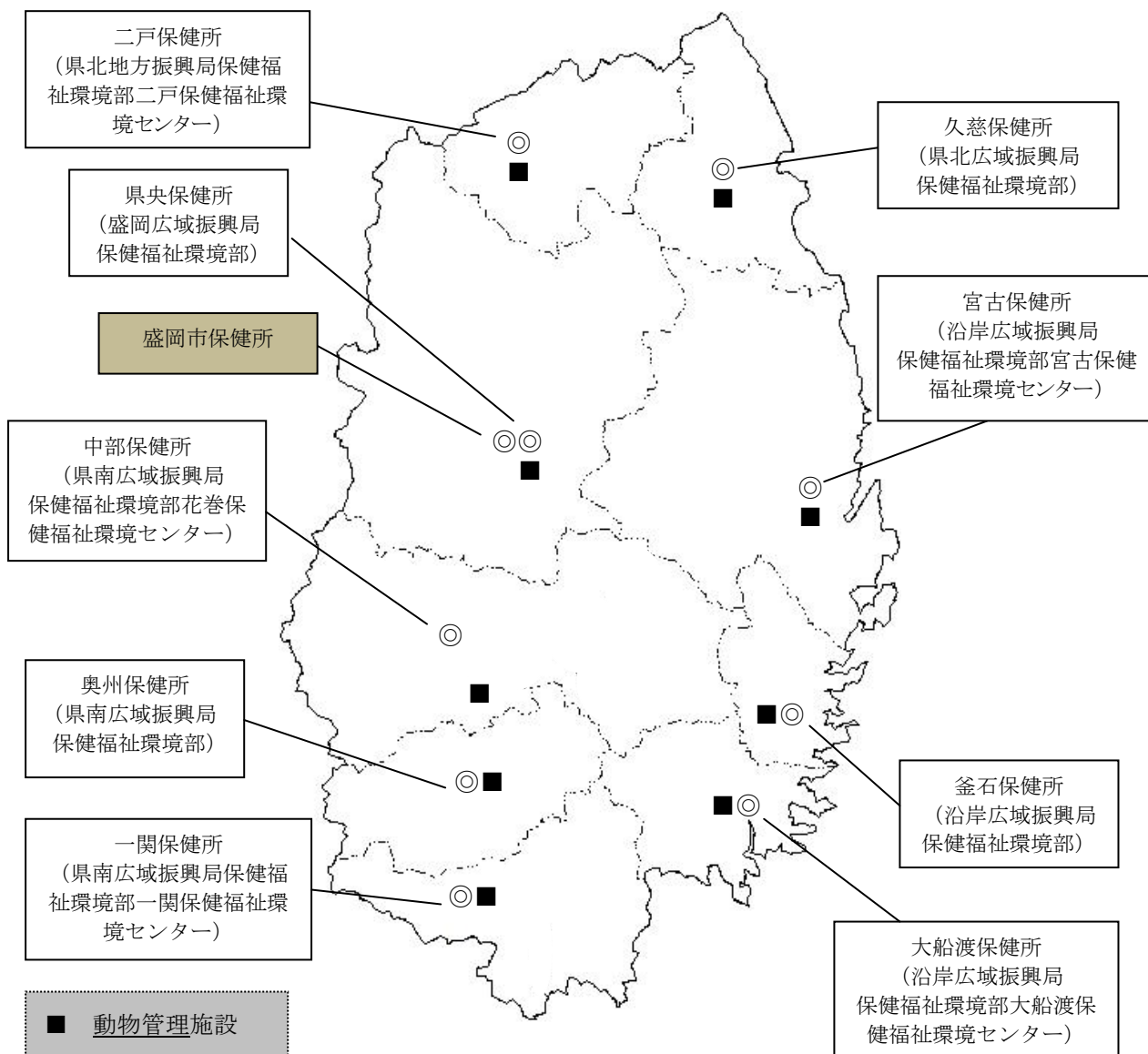


図1 動物愛護管理業務執行機関及び関連施設の配置状況

課題

- 保健所単位で実施する業務では、事業内容が制約される場合があることから、多様化する動物愛護管理施策に対する住民ニーズに対応した事業を展開するため、必要に応じて保健所の枠組みを超えた、効果的な事業の実施が望まれます。
- 現在の犬、猫の収容施設は、捕獲した犬の抑留、引き取りした犬、猫の保管及びこれらの致死処分といった管理施設の役割が大きく、処分施設としてのイメージを持つ県民も多いと考えられます。また、老朽化の進んでいる施設も多く、改修等を計画的に実施する必要があります。

- 県民意識調査の結果によれば、動物の愛護や適正な飼養の推進のために県が取り組むべきこととして、「動物と触れ合い、動物に関わる知識を得ることができるような公的施設を設置する。」との回答も多く、本県においても、総合的な動物愛護管理行政の推進拠点として、抑留・保管及び処分といった管理施設としての機能のみならず、動物愛護管理に係る普及啓発機能を併せ持つ、いわゆる「動物愛護管理センター」の設置を含む総合的な動物愛護管理業務のあり方について引き続き検討していく必要があります。

具体的な取組方針

- 現在使用している犬・猫の収容施設については、動物愛護の観点から適正な飼養保管が行えるよう引き続き計画的な改修、修繕に努めます。
- 総合的な動物愛護管理行政の推進拠点としての動物愛護管理センターの整備については、今後、本県の動物愛護管理のあり方と併せて、推進協議会等の意見等も参考にし、引き続き中長期的な課題として検討していきます。

第4 計画の推進指標

【視点1】県民全体の動物愛護思想の高揚

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
①動物愛護普及啓発行事の開催	各地域において年1回以上			連携する県獣医師会の支会単位の地域で年1回以上の開催を目指します。

【視点2】動物の所有者等による適正飼養

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
②犬猫の引取数	犬：324頭	犬：267頭	犬：210頭	基本指針に準じ、数値目標は、平成16年度比75%減を目指します。
	猫：1,859頭	猫：1,413頭	猫：967頭	
③犬の捕獲頭数	332頭 (100%)	282頭 (15%減少)	232頭 (30%減少)	平成24年度を基準に30%の減少を目指します。
④犬による咬傷事故件数	53件減少 (100%)	44件 (15%減少)	37件 (30%減少)	平成24年度を基準に30%の減少を目指します。
⑤特定動物飼養施設への立入調査実施率	-	100%		毎年度、県内の全ての特定動物の飼養施設に対して立入調査を実施します。

【視点3】動物の生存の機会の拡大

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
⑥犬の返還率	50.90%	55%	60%	これまでの計画推進目標を引上げ、返還率60%を目指します。

【視点4】動物取扱業の適正化

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
⑦動物取扱業者への立入調査実施率	-	100%		毎年度、県内の全ての動物取扱業者に対して立入調査を実施します。

【視点5】動物愛護管理行政の推進体制

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
⑧動物愛護推進協議会の運営	2回/年	2回以上/年		動物愛護推進協議会を年2回以上開催します。
⑨動物愛護推進ボランティアの委嘱人数	50名	55名	60名	動物愛護推進ボランティアの委嘱人数60名を目指します。

【視点6】災害時の動物救護対策

指標	現状 (H24)	中間目標 (H30)	計画目標 (H35)	目標の考え方
⑩地域防災計画に動物救護の記載のある市町村数	%	%	100%	全ての市町村の地域防災計画に、災害時の動物救護対策が記載されることを目指します。

第5 計画の推進

1 計画の周知

この計画は、市町村、関係機関、関係団体、推進ボランティア及び推進協議会委員にお知らせするとともに、各種広報媒体及びホームページ等の活用により、広く県民に対し、本計画を周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。なお、計画の進捗状況については毎年度公表します。

2 計画の推進

計画の推進に当たっては、県、市町村をはじめとして、県民や事業者等の一体的な取り組みが必要です。このため、推進協議会等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、市町村、関係機関、関係団体及び推進ボランティア等と連携を図り、共通認識のもとに施策を推進します。なお、計画の進捗状況を踏まえ、効果的な施策を実施します。

3 計画の点検及び見直し

毎計画の進捗状況については、毎年度、動物愛護推進協議会において点検を行い、その結果を施策に反映させます。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の見直しに合わせ、概ね5年目に当たる2018年度（平成30年度）を目途として、その見直しを行います。

参考：岩手県における東日本大震災津波発生時の動物救護活動

● 救護本部の概要

(1) 組織体系及び活動内容

ア 救護本部（事務局：社団法人岩手県獣医師会）

業務内容：ペット関係物資（ペットフード、ケージ等）の調達・管理・配送、基金の管理、
関係団体等との連絡調整等

構成団体：社団法人岩手県獣医師会、県内動物愛護団体等（10団体）※、岩手県（県民く
らしの安全課）

※ 岩手県と災害時の動物の救護活動に関する協定を締結する動物愛護団体等

イ 地域支部

（ア）被災動物保護班

活動内容：本部（事務局）との連絡調整、被災動物相談受付、逸走動
物の保護・管理、避難所等での適正飼養の普及啓発等

担 当：岩手県（各保健所）

（イ）被災動物医療班

活動内容：負傷動物の応急治療、被災した飼主等からの動物の一時保
管、被災動物に係る健康相談等

担 当：県獣医師会支会

（ウ）被災動物支援班

活動内容：本部（事務局）から提供されたペット関係物資の配布、避
難所等における飼養動物の飼養状況確認及びペット関係物資のニーズ
調査、被災した飼主等からの動物の一時保管、避難所等での相談窓口
設置

担 当：岩手県（各保健所）、獣医師会支会、県内動物愛護団体等
（10団体）、岩手県動物愛護推進ボランティア

(2) 活動期間

平成23年3月22日～平成23年8月21日

(3) 動物の保護等の実績（平成23年8月21日の救護本部解散時）

	<u>犬</u>			<u>猫</u>		
	<u>合計</u>	<u>返還</u>	<u>譲渡</u>	<u>合計</u>	<u>返還</u>	<u>譲渡</u>
<u>一時保管</u>	<u>166</u>	<u>123</u>	<u>10</u>	<u>71</u>	<u>50</u>	<u>3</u>
<u>引取り</u>	<u>21</u>	<u>＝</u>	<u>17</u>	<u>37</u>	<u>＝</u>	<u>19</u>
<u>飼主不明</u>	<u>15</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>22</u>	<u>2</u>	<u>10</u>
<u>合計</u>	<u>202</u>	<u>130</u>	<u>34</u>	<u>130</u>	<u>52</u>	<u>32</u>

● 救護本部の活動に係る検証

救護本部は、県と獣医師会が協議して設置することとしていましたが、発災直後は被災住民の支援対応に迫られ、県が動物救護対応に当たることは難しく、救護本部が設置されたのは、震災発生から11日後でした。しかし、その後の活動は概ね円滑に行われ、被災動物の救護に関して一定の成果をあげることができました。

東日本大震災津波における本県の動物救護活動が概ね円滑に行われた背景には、震災以前から①岩手県地域防災計画に動物救護について明記されていたこと、②災害時の動物救護に係る協定を獣医師会及び県内動物愛護団体等と事前に締結していたこと、③救護本部の設置について要綱等を整備済みであったこと、④救護本部の構成団体が岩手県動物愛護推進協議会の構成団体でもあり、平時から関係者による意見交換等による関係者間の信頼関係が構築されていたこと等があると思われ
ます。

一方で、次のような課題も明らかとなりました。

(1) 動物愛護団体に係る基本的情報の把握について

県と協定を締結する団体が対応可能な活動地域や動物保管頭数等、動物救護に係る基本的情報が十分に把握されていなかったことから、発災後、県救護本部の対応を検討する段階になって、各団体に係るそれらの情報について改めて調査等を行う必要がありました。

(2) 被災動物に関する情報収集について

被災地を管轄する保健所が中心となり、避難所を巡回して動物の飼養状況の確認に努めましたが、被害が甚大かつ広範囲であったために十分な巡回ができず、被災動物の実態把握は困難を極めました。

(3) ペット関連物資の調達・管理・提供等について

救護本部事務局において、物資に関する被災地のニーズの把握が十分でなかったこと等から、支援物資の適切な供給が行われなかったこともあり。また、支援物資の一時保管場所等についても事前に検討されていなかったため、一部の動物病院等に負担が集中する状況がありました。

(4) 被災地における情報の把握と被災動物救護活動に係る情報の共有について

避難所等において各団体が実施する動物救護及び支援物資配布活動等について、関係団体間で情報の共有が不十分であり、同じ時間帯に同じ地域において活動が実施される等、活動地域に偏りが生じた場合があります。

(5) 保護等した被災動物の飼養管理について

保護等した被災動物の保管については、新たなシェルター等は設置せず、県有施設、動物病院、県内の動物愛護団体及び同団体に属する個人等への依頼により行いましたが、特定の個人等に対する責任や負担等の問題が危惧される場合があります。

(6) 保護等した被災動物の情報公開について

救護本部のホームページにより情報を公開しましたが、より多くの被災者に情報を伝える手段を工夫する必要があると思われました。